

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第25条に規定する役員の報酬及び費用弁償の額（以下「報酬等」という。）並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員の定義は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、理事及び監事は非常勤役員とする。

(2) 常務理事は、常勤役員とし、定款第5条に定める事務所を主たる勤務場所とする。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次の表のとおりとする。

区 分	報 酬
会 長	月 額 4 2 , 0 0 0 円
常 務 理 事	月 額 1 7 5 , 0 0 0 円
副 会 長	日 額 6 , 0 0 0 円 半 日 額 3 , 0 0 0 円
理 事	
監 事	
日 額 は 4 時 間 以 上 、 半 日 額 は 4 時 間 未 満 の 出 務 と す る 。	

2 職員が役員を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

(支給の基準)

第5条 報酬等の支給は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給は、出務に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

3 月額により報酬の額を定められている会長、常務理事の報酬については、月の中途に就任又は退任した場合は、当該月の現日数により日割計算するものとする。

4 会長、常務理事の報酬等の支給は、職員の給与に関する規程の例による。

5 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員、評議員及び地区社会福祉協議会
長報酬支給規程（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。